

令和6年度 養護老人ホーム 被措置者数等調査結果〔報告書〕

1. 調査概要

- 調査目的：①養護老人ホームの入所率と各市町村の措置状況の定点かつ経年での把握
②定員数や各取組の実施状況など養護老人ホームの運営状況の把握
- 調査期間：令和6年11月18日（月）～令和7年3月31日（月）
- 調査方法：メール及び郵送により依頼
 - 本会 HP よりエクセル調査票をダウンロードしてメールにて回答
- 調査対象：全国すべての養護老人ホーム 915 施設
- 回 答 数：811 施設（回答率 88.6%）
- 備 考：令和6年4月1日時点の状況を設問したもの（一部除く）
 - 各設問の集計においては無回答を除く
 - 割合は小数第2位を四捨五入のため、合計値が100%を超過する場合がある

2. 回答状況

全体の回答率は88.6%であり、各都道府県における回答率は下記の通りであった。また、回答率100%の都道府県は28道府県（黄色表示）であった。

都道府県	回答数 ①	施設数 ②	回答率 ①／②	都道府県	回答数 ①	施設数 ②	回答率 ①／②
合 計	811	915	88.6%	24 三重県	20	20	100.0%
1 北海道	57	57	100.0%	25 滋賀県	7	7	100.0%
2 青森県	10	10	100.0%	26 京都府	17	17	100.0%
3 岩手県	17	17	100.0%	27 大阪府	17	29	58.6%
4 宮城県	8	9	88.9%	28 兵庫県	29	40	72.5%
5 秋田県	15	15	100.0%	29 奈良県	12	12	100.0%
6 山形県	12	12	100.0%	30 和歌山県	10	13	76.9%
7 福島県	12	12	100.0%	31 鳥取県	4	4	100.0%
8 茨城県	10	13	76.9%	32 島根県	23	23	100.0%
9 栃木県	10	10	100.0%	33 岡山県	13	22	59.1%
10 群馬県	13	16	81.3%	34 広島県	31	31	100.0%
11 埼玉県	18	18	100.0%	35 山口県	16	21	76.2%
12 千葉県	14	19	73.7%	36 徳島県	14	19	73.7%
13 東京都	29	32	90.6%	37 香川県	11	11	100.0%
14 神奈川県	14	18	77.8%	38 愛媛県	22	22	100.0%
15 新潟県	12	16	75.0%	39 高知県	11	11	100.0%
16 富山県	4	4	100.0%	40 福岡県	36	36	100.0%
17 石川県	9	9	100.0%	41 佐賀県	12	12	100.0%
18 福井県	5	8	62.5%	42 長崎県	25	30	83.3%
19 山梨県	8	8	100.0%	43 熊本県	35	35	100.0%
20 長野県	14	24	58.3%	44 大分県	19	19	100.0%
21 岐阜県	17	22	77.3%	45 宮崎県	33	33	100.0%
22 静岡県	18	24	75.0%	46 鹿児島県	38	38	100.0%
23 愛知県	24	31	77.4%	47 沖縄県	6	6	100.0%

なお、「参考１」の表より、全国の養護老人ホームの施設数は毎年減少し続けており、本調査開始の平成 30 年度から令和 6 年度までの 6 年間で 37 施設が減少した。

【参考１】本調査における養護老人ホーム施設数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	952	951	947	940	933	921	915

3. 調査結果

(1) 入所率

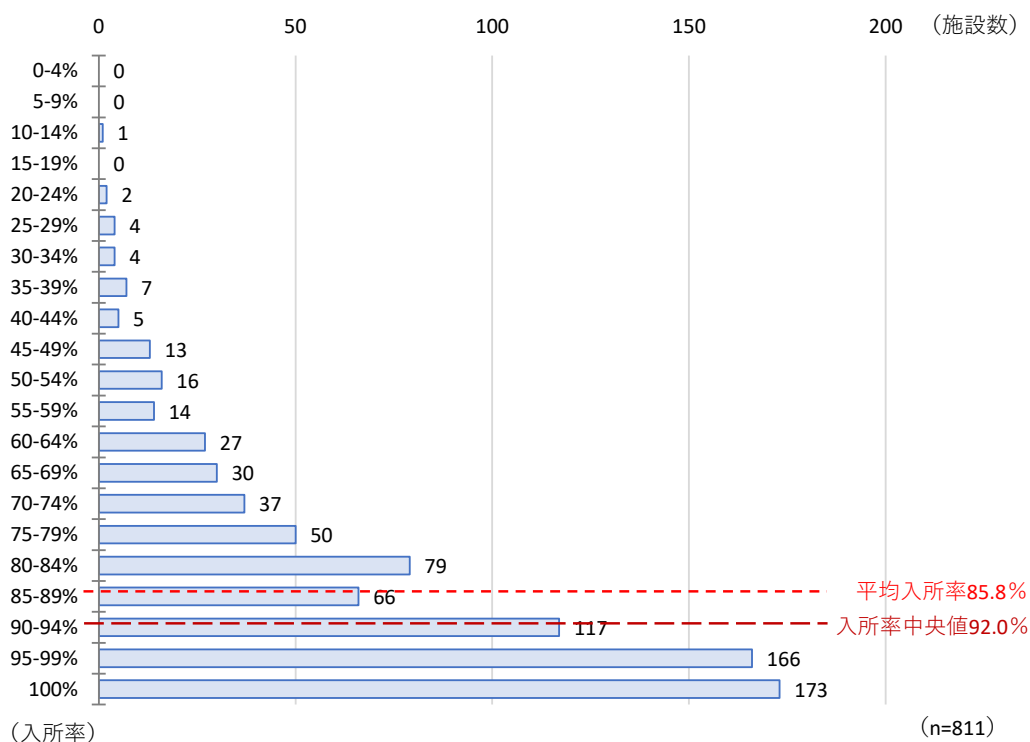
令和 6 年 4 月 1 日時点の入所率の全国平均は 85.8%であり、各都道府県の入所率は下記の通りであった。黄色表示である回答率 100%の都道府県において、入所率が高かったのは広島県（96.4%）、宮崎県（95.5%）、鹿児島県（94.0%）の順であった。

都道府県	定員数 計①	現員数 計②	入所率 ①／②	都道府県	定員数 計①	現員数 計②	入所率 ①／②
全国平均	52,931	45,427	85.8%	24 三重県	1,290	1,136	88.1%
1 北海道	4,309	3,982	92.4%	25 滋賀県	525	425	81.0%
2 青森県	625	563	90.1%	26 京都府	1,019	946	92.8%
3 岩手県	935	857	91.7%	27 大阪府	1,347	1,169	86.8%
4 宮城県	581	425	73.1%	28 兵庫県	1,816	1,476	81.3%
5 秋田県	1,040	910	87.5%	29 奈良県	745	583	78.3%
6 山形県	900	788	87.6%	30 和歌山県	680	566	83.2%
7 福島県	1,069	929	86.9%	31 鳥取県	404	365	90.3%
8 茨城県	650	444	68.3%	32 島根県	1,271	1,141	89.8%
9 栃木県	668	555	83.1%	33 岡山県	752	712	94.7%
10 群馬県	735	521	70.9%	34 広島県	1,788	1,724	96.4%
11 埼玉県	1,253	845	67.4%	35 山口県	1,032	851	82.5%
12 千葉県	857	662	77.2%	36 徳島県	700	626	89.4%
13 東京都	3,001	2,723	90.7%	37 香川県	865	628	72.6%
14 神奈川県	1,057	960	90.8%	38 愛媛県	1,420	1,186	83.5%
15 新潟県	815	685	84.0%	39 高知県	733	672	91.7%
16 富山県	330	198	60.0%	40 福岡県	2,295	1,976	86.1%
17 石川県	700	620	88.6%	41 佐賀県	833	631	75.8%
18 福井県	310	262	84.5%	42 長崎県	1,390	1,183	85.1%
19 山梨県	490	320	65.3%	43 熊本県	1,840	1,595	86.7%
20 長野県	856	791	92.4%	44 大分県	1,093	1,023	93.6%
21 岐阜県	867	600	69.2%	45 宮崎県	1,803	1,722	95.5%
22 静岡県	1,108	788	71.1%	46 鹿児島県	2,185	2,054	94.0%
23 愛知県	1,649	1,441	87.4%	47 沖縄県	300	168	56.0%

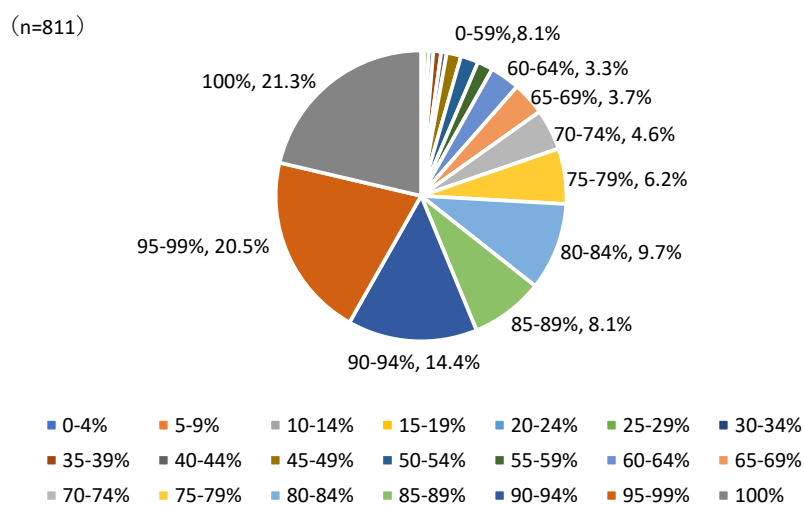
① 入所率の分布と割合

回答のあった 811 施設の入所率を 5 % 区切りで見ると、100% が 173 施設と最も多く、次いで 95-99% が 166 施設であった。また、入所率の平均は 85.8% であったが、中央値は 92.0% であった。なお、入所率 90% 以上の施設は 56.2% を占めていた。

【入所率の分布】



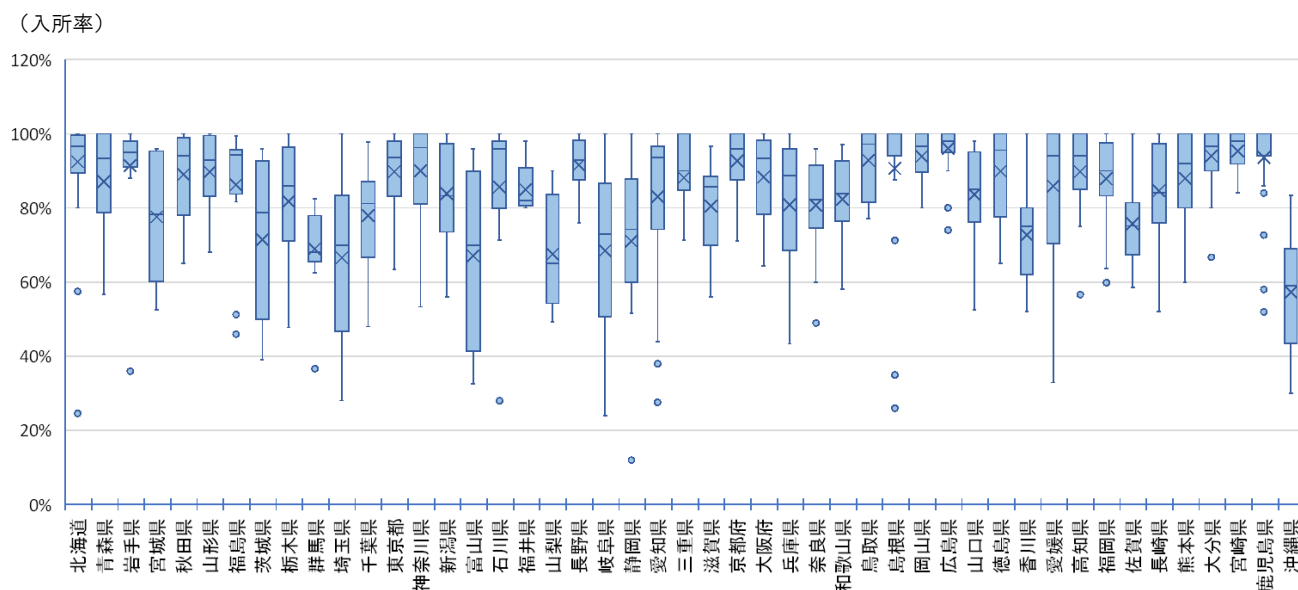
【入所率の割合】 ※上記分布の施設数の割合



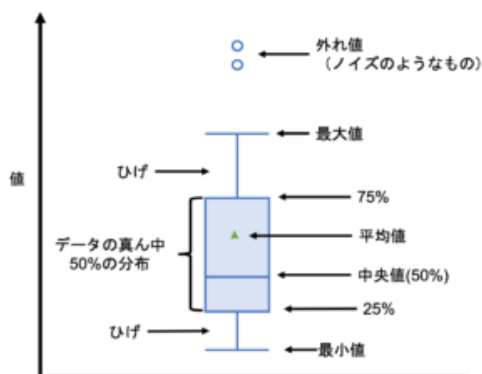
② 都道府県別の入所率の状況

各施設の入所率の分布を都道府県にみると、広島県、宮崎県、鹿児島県など入所率の高い県では「箱」が高い位置にあり、上下の幅も短いことから、満床に近い施設が多かったといえる。一方で、「箱」の位置が低かったり、上下の幅も長かったりなど、都道府県によって入所の状況は異なっていたといえる。

【入所率の状況（都道府県別）箱ひげ図】



(箱ひげ図の見方)



③ 入所率の推移

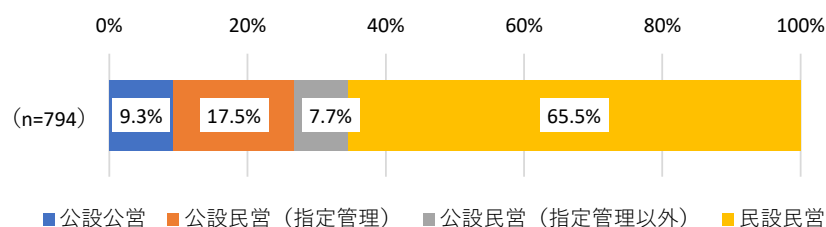
本調査結果の7ヵ年の推移(次頁参照)をみると、入所率の全国平均は令和2年度まで前年比で0.1ポイントずつ減少していたが、令和3年度以降は0.5~1.7ポイントの幅で減少していた。また、令和6年度は平成30年度と比べ4.2ポイント低下した。

【本調査における入所率と回答率の推移（7ヵ年）】

都道府県	入所率（％）							回答率（％）						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国平均	90.0	89.9	89.8	88.9	87.2	86.3	85.8	93.7	95.5	87.0	93.5	85.2	87.7	88.6
1 北海道	93.3	92.1	93.2	93.2	92.0	92.5	92.4	100.0	100.0	87.7	100.0	94.7	100.0	100.0
2 青森県	92.4	93.1	92.2	90.5	88.3	89.8	90.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3 岩手県	98.8	98.4	96.7	96.5	95.7	93.7	91.7	100.0	88.2	76.5	100.0	76.5	76.5	100.0
4 宮城県	89.7	86.5	83.3	85.2	78.0	77.2	73.1	100.0	100.0	77.8	77.8	55.6	33.3	88.9
5 秋田県	93.2	93.5	92.2	91.7	88.4	89.5	87.5	100.0	93.8	87.5	100.0	100.0	80.0	100.0
6 山形県	90.2	91.2	90.8	90.3	88.8	90.0	87.6	100.0	100.0	100.0	100.0	91.7	75.0	100.0
7 福島県	89.0	84.3	83.1	85.1	91.5	88.9	86.9	100.0	100.0	71.4	85.7	75.0	75.0	100.0
8 茨城県	81.8	80.2	79.0	76.8	75.2	73.6	68.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	76.9
9 栃木県	78.5	78.9	84.3	85.9	83.1	80.8	83.1	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	100.0	100.0
10 群馬県	87.8	87.4	85.8	82.6	76.6	71.1	70.9	100.0	100.0	88.2	100.0	88.2	88.2	81.3
11 埼玉県	82.2	83.0	78.0	75.6	70.7	67.4	67.4	83.3	77.8	66.7	100.0	77.8	83.3	100.0
12 千葉県	85.4	83.6	80.0	87.7	83.0	79.3	77.2	100.0	90.9	90.9	85.7	76.2	75.0	73.7
13 東京都	96.3	96.7	97.4	94.6	92.0	89.9	90.7	93.8	100.0	96.9	100.0	100.0	87.5	90.6
14 神奈川県	97.8	89.5	89.8	94.6	94.9	93.0	90.8	55.6	61.1	66.7	83.3	72.2	72.2	77.8
15 新潟県	88.0	88.7	80.9	84.8	79.2	83.5	84.0	64.7	64.7	88.2	100.0	82.4	81.3	75.0
16 富山県	68.9	70.9	62.4	68.2	65.8	62.7	60.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17 石川県	95.4	96.6	96.1	94.0	94.7	91.9	88.6	100.0	100.0	77.8	100.0	77.8	100.0	100.0
18 福井県	88.0	89.0	90.2	87.8	87.5	85.4	84.5	88.9	66.7	100.0	75.0	75.0	62.5	62.5
19 山梨県	72.1	77.0	80.0	72.6	80.6	62.7	65.3	100.0	100.0	88.9	100.0	62.5	75.0	100.0
20 長野県	96.3	91.6	91.1	93.9	97.1	92.5	92.4	57.7	88.5	84.6	68.0	72.0	62.5	58.3
21 岐阜県	75.0	74.8	76.5	70.8	70.5	74.5	69.2	100.0	95.5	77.3	100.0	68.2	81.8	77.3
22 静岡県	79.1	79.6	81.7	81.2	76.8	72.2	71.1	92.3	84.6	96.2	92.0	79.2	62.5	75.0
23 愛知県	87.5	87.0	88.3	88.5	85.8	87.2	87.4	96.8	90.3	83.9	93.5	83.9	77.4	77.4
24 三重県	92.3	93.4	91.1	90.2	89.3	88.7	88.1	95.2	100.0	71.4	100.0	85.0	100.0	100.0
25 滋賀県	88.6	91.4	92.2	89.0	88.0	83.2	81.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
26 京都府	98.4	96.9	96.3	96.1	93.3	94.7	92.8	93.8	87.5	93.8	82.4	70.6	100.0	100.0
27 大阪府	89.6	91.0	89.5	85.0	82.7	84.0	86.8	80.0	96.7	76.7	76.7	66.7	75.9	58.6
28 兵庫県	89.7	89.6	89.5	88.5	83.0	81.8	81.3	90.5	92.9	83.3	85.4	78.0	85.4	72.5
29 奈良県	82.9	82.3	81.0	81.6	78.6	76.2	78.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30 和歌山県	90.1	88.6	86.0	85.1	81.7	82.5	83.2	100.0	100.0	85.7	85.7	78.6	85.7	76.9
31 鳥取県	99.6	97.3	97.1	96.3	92.7	87.8	90.3	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
32 島根県	97.6	97.7	98.1	98.8	97.9	95.6	89.8	100.0	100.0	91.3	100.0	82.6	87.0	100.0
33 岡山県	87.3	91.3	89.2	90.8	87.5	89.6	94.7	87.5	100.0	87.0	91.3	65.2	82.6	59.1
34 広島県	98.3	98.4	97.8	96.7	96.3	96.8	96.4	87.1	100.0	80.6	67.7	54.8	77.4	100.0
35 山口県	85.2	84.6	90.0	85.9	82.4	82.2	82.5	100.0	95.5	90.9	100.0	100.0	85.7	76.2
36 徳島県	88.8	91.3	93.8	90.7	90.1	86.5	89.4	89.5	100.0	89.5	84.2	78.9	78.9	73.7
37 香川県	89.3	89.8	91.4	84.5	82.6	76.6	72.6	90.9	100.0	81.8	100.0	81.8	100.0	100.0
38 愛媛県	86.5	85.9	87.3	82.9	81.8	84.6	83.5	87.0	100.0	87.0	100.0	91.3	90.9	100.0
39 高知県	94.9	97.2	95.4	94.5	94.6	93.7	91.7	100.0	100.0	90.9	100.0	100.0	100.0	100.0
40 福岡県	87.5	87.1	86.5	87.5	86.6	86.1	86.1	100.0	100.0	87.5	100.0	100.0	100.0	100.0
41 佐賀県	88.6	86.6	85.9	83.4	81.0	75.7	75.8	100.0	100.0	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0
42 長崎県	89.7	89.2	92.1	89.5	87.3	86.2	85.1	103.1	100.0	90.6	100.0	100.0	100.0	83.3
43 熊本県	92.2	90.4	91.0	88.8	87.8	88.2	86.7	97.3	100.0	100.0	100.0	97.2	100.0	100.0
44 大分県	97.3	98.3	98.7	96.7	95.9	94.3	93.6	100.0	100.0	78.9	100.0	100.0	100.0	100.0
45 宮崎県	97.0	97.5	98.0	96.7	96.0	96.0	95.5	100.0	100.0	84.8	100.0	100.0	100.0	100.0
46 鹿児島県	93.0	92.1	95.9	97.0	94.8	93.7	94.0	100.0	100.0	94.9	92.3	79.5	100.0	100.0
47 沖縄県	53.0	56.4	51.7	62.0	56.3	55.3	56.0	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	100.0

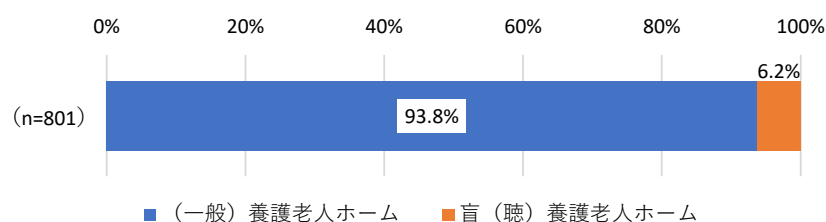
(2) 設置・運営形態

「民設民営」が65.5%と最も多く、次いで、「公設民営（指定管理）」が17.5%、「公設公営」が9.3%、「公設民営（指定管理以外）」が7.7%であった。



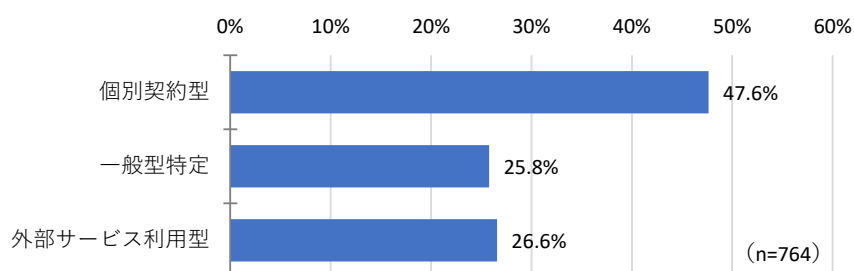
(3) サービス種別

「（一般）養護老人ホーム」が93.8%、「盲（聴）養護老人ホーム」が6.2%であった。



(4) 事業区分（複数回答）

「個別契約型」が47.6%、「外部サービス利用型」が26.6%、「一般型特定」が25.8%であった。



なお、本調査における設置・運営形態、サービス種別、事業区分の割合の推移は、「参考2」の表を参照のこと。

【参考2】本調査における設置・運営形態等の割合の推移（7ヵ年）

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
設置・運営 形態	公設公営	13.3%	13.3%	10.7%	10.2%	9.9%	10.7%	9.3%
	公設民営(指定管理)	16.0%	17.5%	18.1%	20.5%	18.3%	15.8%	17.5%
	公設民営(指定管理以外)		8.7%	9.7%	7.1%	7.9%	7.8%	7.7%
	民設民営	70.1%	60.5%	61.4%	62.2%	63.9%	65.8%	65.5%
	n数	839	878	801	855	775	787	794
サービス種別	(一般)養護老人ホーム	94.0%	94.2%	94.1%	94.3%	94.0%	93.8%	93.8%
	盲(聴)養護老人ホーム	6.0%	5.8%	5.9%	5.7%	6.0%	6.3%	6.2%
	n数	839	908	826	870	786	800	801
事業区分	個別契約型	-	48.9%	50.5%	50.5%	49.2%	49.7%	47.6%
	一般型特定	-	18.7%	20.8%	22.3%	23.8%	25.3%	25.8%
	外部サービス利用型	-	32.4%	28.7%	29.5%	28.6%	29.0%	26.6%
	n数	-	827	808	840	744	754	764

(5) 設置・運営形態等別の入所率（クロス集計）

入所率を設置・運営形態、サービス種別、事業区分でクロス集計すると、最も入所率が高かったのは、設置・運営形態では「公設民営（指定管理以外）」で90.5%、サービス種別では「盲（聴）養護老人ホーム」で88.5%、事業区分では「一般型特定」で89.4%であった。

なお、本調査におけるそれぞれの推移は次頁の「参考3」の表を参照のこと。

		定員数	現員数	入所率	n数
全 国 平 均		52,931	45,427	85.8%	811
設置・運営 形態	公設公営	4,826	3,693	76.5%	74
	公設民営(指定管理)	9,032	7,412	82.1%	139
	公設民営(指定管理以外)	4,006	3,626	90.5%	61
	民設民営	34,024	29,800	87.6%	520
サービス種別	(一般)養護老人ホーム	49,409	42,316	85.6%	751
	盲(聴)養護老人ホーム	2,794	2,472	88.5%	50
事業区分	個別契約型	22,886	18,918	82.7%	364
	一般型特定	13,329	11,917	89.4%	197
	外部サービス利用型	13,417	11,942	89.0%	203

【参考３】本調査における設置・運営形態別の入所率の推移（７ヵ年）

		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
		入所率	n数	入所率	n数	入所率	n数	入所率	n数	入所率	n数	入所率	n数	入所率	n数
全 国 平 均		90.0%	893	89.9%	906	89.8%	826	88.9%	879	87.2%	795	86.3%	808	85.8%	811
設置・運営 形態	公設公営	77.0%	112	77.7%	117	76.1%	86	76.2%	87	76.6%	77	78.3%	84	76.5%	74
	公設民営(指定管理)	86.7%	134	87.9%	154	87.1%	145	86.2%	175	84.5%	142	82.9%	124	82.1%	139
	公設民営(指定管理以外)			90.3%	57	91.0%	78	90.2%	61	88.2%	61	90.0%	61	90.5%	61
	民設民営	92.8%	593	93.1%	404	92.7%	492	92.0%	532	89.5%	495	88.0%	518	87.6%	520
サービス 種別	(一般)養護老人ホーム	89.7%	839	89.7%	855	89.5%	777	88.8%	820	87.0%	739	86.1%	750	85.6%	751
	盲(聴)養護老人ホーム	93.6%	54	94.2%	53	95.2%	49	91.5%	50	91.7%	47	89.7%	50	88.5%	50
事業区分	個別契約型	-	-	86.6%	404	86.3%	399	86.0%	424	84.1%	366	83.9%	375	82.7%	364
	一般型特定	-	-	94.1%	155	93.6%	166	93.1%	187	90.0%	177	90.8%	191	89.4%	197
	外部サービス利用型	-	-	93.2%	268	92.5%	225	92.2%	248	89.9%	213	88.3%	219	89.0%	203

（６）介護保険サービス利用者数及び特定契約者数

「個別契約型」における介護保険サービス利用者数と、「一般型特定」及び「外部サービス利用型」における特定契約者数の１施設あたりの平均人数について、令和６年度は個別契約型が 23.9 人、一般型特定で 31.2 人、外部サービス利用型で 25.2 人であった。

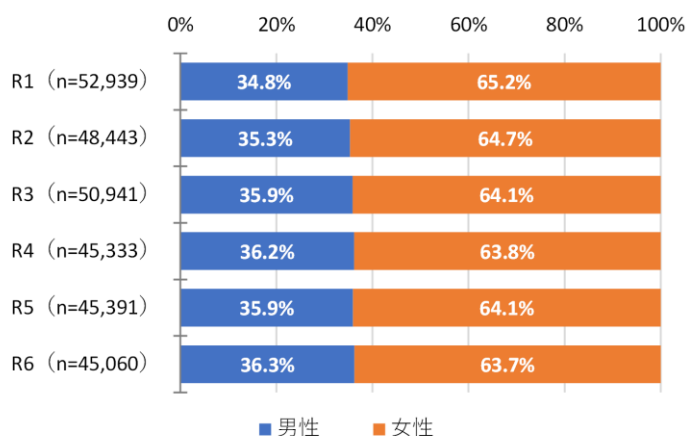
なお、本調査で把握し始めた令和元年度以降では、概ね個別契約型が 23 人前後、一般型特定が 32 人程度、外部サービス利用型が 25 人前後で推移していた。

	R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	1施設あたり 平均人数	回答 施設数	1施設あたり 平均人数	回答 施設数	1施設あたり 平均人数	回答 施設数	1施設あたり 平均人数	回答 施設数	1施設あたり 平均人数	回答 施設数	1施設あたり 平均人数	回答 施設数
個別契約型	-	-	23.3	359	24.3	372	22.3	334	23.0	320	23.9	350
一般型特定	28.9	401	31.3	161	31.6	178	32.0	170	32.0	175	31.2	186
外部サービス利用型			26.6	213	25.8	232	26.5	207	24.4	202	25.2	200

（７）入所者の男女別の割合

入所者の男女別の割合は、令和６年度で男性 36.3%、女性 63.7%であった。なお、令和元年度からの推移をみても、同様の割合の傾向にあった。

	有効回答 施設数	N数(人)	N数(人)	
			男性	女性
R1	888	52,939	34.8%	65.2%
R2	818	48,443	35.3%	64.7%
R3	861	50,941	35.9%	64.1%
R4	786	45,333	36.2%	63.8%
R5	796	45,391	35.9%	64.1%
R6	804	45,060	36.3%	63.7%



(8) 措置状況（回答率 100%の 28 道府県）

本調査結果において、措置状況は「措置者数」を「65 歳以上人口」で除した数値である「措置率」を算出して把握しているが、値が小さくなることから％（パーセント、百分率）ではなく、‰（パーミル、千分率）を用いている。

また、この措置率は、回答率 100%によって実際の措置状況に近似すると考えられることから、措置状況については回答率が 100%だった 28 道府県を取り扱っている。

なお、47 都道府県における各市町村の措置状況等については別紙 1 を参照されたい。

① 全市町村

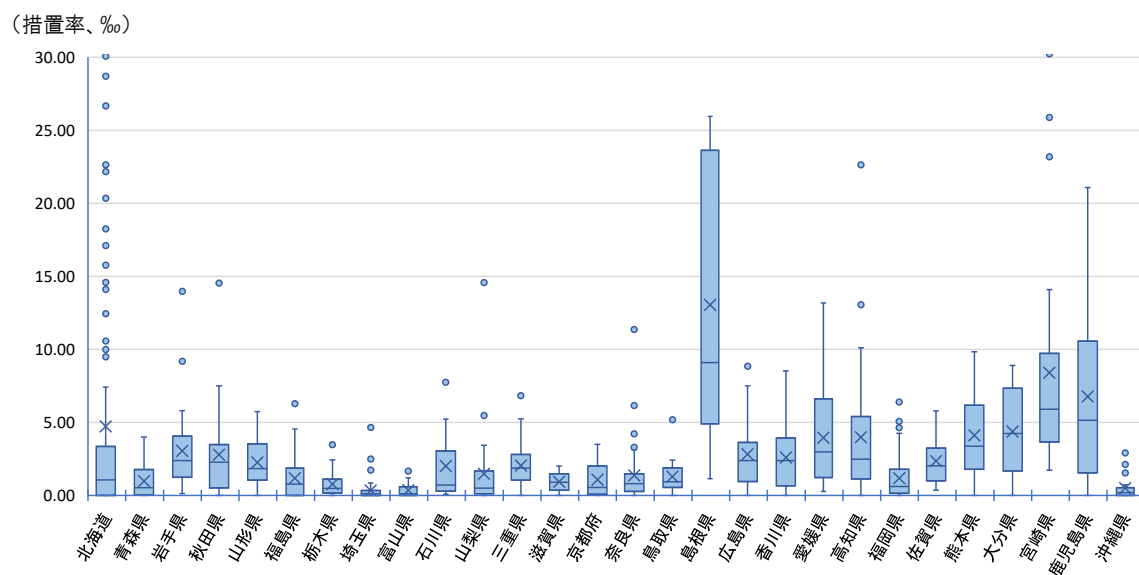
回答率 100%だった 28 道府県の 1,018 市町村の平均措置率は 1.85‰であった。措置率の高かった道府県は、島根県、宮崎県、鹿児島県の順であった一方、低かった道府県は埼玉県、沖縄県、富山県の順であった。

都道府県	措置者数 ①	65歳以上人口 ②	措置率(‰) ①/②	市町村数
合 計	28,468	15,348,843	1.85	1,018
北海道	3,985	1,666,280	2.39	179
青森県	535	419,773	1.27	40
岩手県	884	406,956	2.17	33
秋田県	913	357,786	2.55	25
山形県	791	358,769	2.20	35
福島県	941	588,856	1.60	59
栃木県	555	570,834	0.97	25
埼玉県	783	1,975,308	0.40	63
富山県	199	331,507	0.60	15
石川県	630	335,406	1.88	19
山梨県	303	252,795	1.20	27
三重県	1,108	527,961	2.10	29
滋賀県	422	375,994	1.12	19
京都府	1,200	724,866	1.66	26
奈良県	387	420,926	0.92	39
鳥取県	343	177,996	1.93	19
島根県	1,169	226,358	5.16	19
広島県	1,709	818,470	2.09	23
香川県	622	301,802	2.06	17
愛媛県	1,201	440,665	2.73	20
高知県	663	242,309	2.74	34
福岡県	1,917	1,422,044	1.35	60
佐賀県	622	250,160	2.49	20
熊本県	1,599	554,527	2.88	45
大分県	1,039	374,751	2.77	18
宮崎県	1,723	352,559	4.89	26
鹿児島県	2,059	524,651	3.92	43
沖縄県	166	348,534	0.48	41

※65 歳以上人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」における「令和 6 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（日本人住民）」。

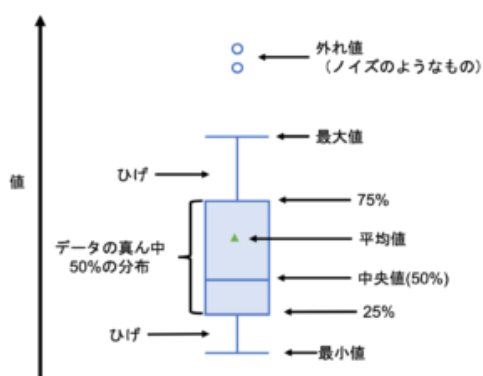
1,018 市町村の措置率の状況を都道府県別にみると、島根県が他の道府県よりも「箱」が高い位置にあったが、その上下の幅も他の道府県に比べて長くなっていた。これは、県内市町村の措置状況の高低差が大きいことを示している。

【回答率 100%の 28 道府県の市区町村における措置率の状況（都道府県別）箱ひげ図】



※上記の箱ひげ図では便宜上、措置率の最大数値を 30.00%としているが、実際には 8 市区町村がそれ以上の措置率で、その最大値は 65.82%であった。

(箱ひげ図の見方)



② 所在地市町村と非所在地市町村

上記①の全市町村を、養護老人ホームが所在する市町村（372 市町村）と所在しない市町村（646 市町村）に分けてみると、前者である所在地市町村の平均措置率は 2.27‰、後者である非所在地市町村の平均措置率は 0.72‰であった。

都道府県	所在地市町村				非所在地市町村			
	措置者数 ①	65歳以上人口 ②	措置率(‰) ①／②	市町村数	措置者数 ①	65歳以上人口 ②	措置率(‰) ①／②	市町村数
合 計	25,511	11,238,166	2.27	372	2,957	4,110,677	0.72	646
北海道	3,674	1,279,992	2.87	47	311	386,288	0.81	132
青森県	466	276,149	1.69	8	69	143,624	0.48	32
岩手県	696	304,310	2.29	13	188	102,646	1.83	20
秋田県	828	281,085	2.95	12	85	76,701	1.11	13
山形県	574	230,775	2.49	10	217	127,994	1.70	25
福島県	751	362,379	2.07	10	190	226,477	0.84	49
栃木県	516	409,515	1.26	10	39	161,319	0.24	15
埼玉県	685	1,100,541	0.62	15	98	874,767	0.11	48
富山県	171	195,932	0.87	3	28	135,575	0.21	12
石川県	541	194,193	2.79	6	89	141,213	0.63	13
山梨県	212	111,916	1.89	5	91	140,879	0.65	22
三重県	1,024	463,588	2.21	15	84	64,373	1.30	14
滋賀県	293	205,737	1.42	6	129	170,257	0.76	13
京都府	1,148	552,335	2.08	9	52	172,531	0.30	17
奈良県	291	291,810	1.00	12	96	129,116	0.74	27
鳥取県	300	119,092	2.52	4	43	58,904	0.73	15
島根県	1,112	221,891	5.01	16	57	4,467	12.76	3
広島県	1,655	781,665	2.12	16	54	36,805	1.47	7
香川県	503	228,127	2.20	8	119	73,675	1.62	9
愛媛県	1,153	395,711	2.91	13	48	44,954	1.07	7
高知県	428	136,832	3.13	9	235	105,477	2.23	25
福岡県	1,772	1,096,413	1.62	25	145	325,631	0.45	35
佐賀県	523	181,351	2.88	9	99	68,809	1.44	11
熊本県	1,455	483,307	3.01	24	144	71,220	2.02	21
大分県	1,000	359,547	2.78	15	39	15,204	2.57	3
宮崎県	1,659	338,900	4.90	19	64	13,659	4.69	7
鹿児島県	1,960	470,842	4.16	27	99	53,809	1.84	16
沖縄県	121	164,231	0.74	6	45	184,303	0.24	35

【28 道府県の各措置率（‰）】

都道府県	全市町村			都道府県	全市町村		
		所在地 市町村	非所在地 市町村			所在地 市町村	非所在地 市町村
合 計	1.85	2.27	0.72	奈良県	0.92	1.00	0.74
北海道	2.39	2.87	0.81	鳥取県	1.93	2.52	0.73
青森県	1.27	1.69	0.48	島根県	5.16	5.01	12.76
岩手県	2.17	2.29	1.83	広島県	2.09	2.12	1.47
秋田県	2.55	2.95	1.11	香川県	2.06	2.20	1.62
山形県	2.20	2.49	1.70	愛媛県	2.73	2.91	1.07
福島県	1.60	2.07	0.84	高知県	2.74	3.13	2.23
栃木県	0.97	1.26	0.24	福岡県	1.35	1.62	0.45
埼玉県	0.40	0.62	0.11	佐賀県	2.49	2.88	1.44
富山県	0.60	0.87	0.21	熊本県	2.88	3.01	2.02
石川県	1.88	2.79	0.63	大分県	2.77	2.78	2.57
山梨県	1.20	1.89	0.65	宮崎県	4.89	4.90	4.69
三重県	2.10	2.21	1.30	鹿児島県	3.92	4.16	1.84
滋賀県	1.12	1.42	0.76	沖縄県	0.48	0.74	0.24
京都府	1.66	2.08	0.30				

また、本調査における措置率の推移は「参考４」の表となっている。回答状況によって措置率が上下しているものの、全市区町村の措置率は調査開始である平成30年度から0.19ポイント低下していた。

【参考４】本調査における措置率の推移（７ヵ年）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
回答率100%の都道府県数	29	32	9	30	17	21	28
市町村数	1,101	1,149	300	1,080	527	779	1,018
全市区町村・措置率(A)	2.04%	2.04%	1.57%	1.76%	1.57%	1.98%	1.85%
所在地市町村・措置率(B)	2.46%	2.44%	2.10%	2.15%	1.95%	2.44%	2.27%
非所在地市町村・措置率(C)	0.97%	1.04%	0.78%	0.86%	0.81%	0.75%	0.72%

（９）入退所者数と定員減

令和５年度の年間の退所者数について、回答のあった800施設の1施設平均は10.3人であり、令和４年度より0.1人多くなっていた。一方、同じく新規入所者について、回答のあった799施設の1施設平均は9.2人であり、令和３年度から徐々に増加していた。なお、その差は1.1人で退所者数が多くなっていた。

【本調査における退所者数と新規入所者数の推移】

	退所者数			新規入所者数			
	R3	R4	R5	R2	R3	R4	R5
1施設平均人数	9.7	10.2	10.3	8.5	8.5	9.0	9.2
回答施設数	779	798	800	789	794	797	799

また、令和５年度において定員を減少させた施設は20施設であり、その割合は2.5%であった。さらに、その20施設において減少した定員総数は合計で411名であり、1施設平均20.6名となっていた。

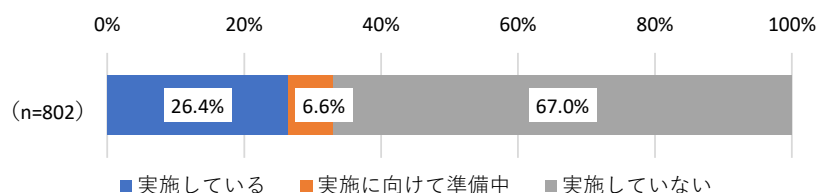
なお、前年の令和４年度に定員を減少させた施設も20施設（2.5%）で、その減少した定員総数は合計で428名（1施設平均21.4名）であった。

施設数と入所率が減少している中で、閉園はせずとも定員を減少させている施設もあり、加えて、新規入所者数より退所者数が上回っていた。仮に、施設数と定員数の減少がなければ、入所率の85.8%はさらに低くなっていたといえる。

(10) 契約入所の実施状況

契約入所は、「実施している」が 26.4%、「実施に向けて準備中」が 6.6%で、合わせて 33.0%の養護老人ホームで契約入所が実施もしくは準備中の状況にあった。

なお、契約入所の実施状況の推移（参考 5）をみると、毎年 5 ポイント前後ずつ増加している傾向にあった。

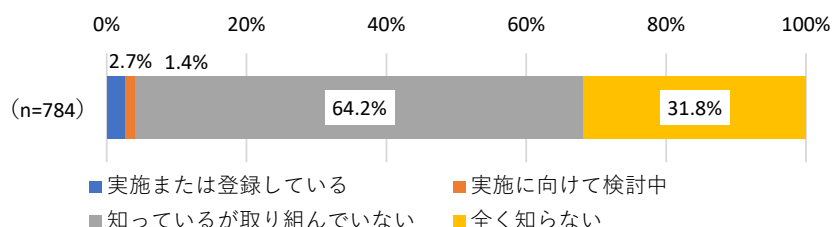


【参考 5】契約入所の実施状況の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
実施している	8.5%	14.8%	17.8%	20.3%	26.4%
実施に向けて準備中	7.0%	5.2%	5.9%	6.8%	6.6%
計	15.5%	20.0%	23.7%	27.1%	33.0%

(11) 自立準備ホームの取組状況

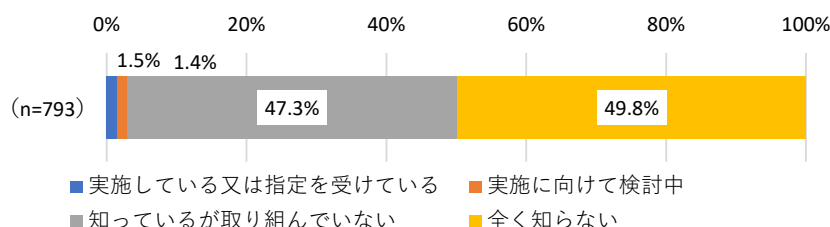
自立準備ホーム*については、「実施または登録している」は 2.7%（21 施設）、「実施に向けて検討中」は 1.4%（11 施設）であった。なお、令和 5 年度の実施率は 2.3%（18 施設）であった。



※「自立準備ホーム」とは、出所後の行き場がない刑務所出所者の帰住先として一時的な受け入れを行う施設のこと。保護観察所に登録された社会福祉法人等が施設の空き室を活用でき、補助金の目的外使用には該当せず、定額の委託料が支給される。

(12) 居住支援法人の実施状況

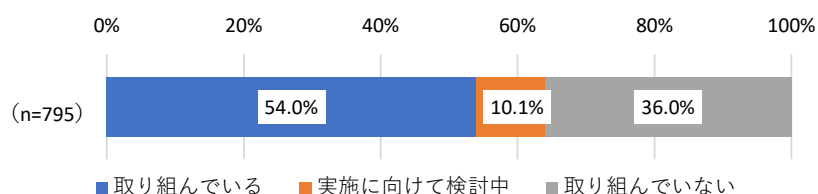
居住支援法人*については、「実施している又は指定を受けている」は1.5%（12施設）、「実施に向けて検討中」が1.4%（11施設）であった。なお、令和5年度の実施率は0.6%（5施設）であった。



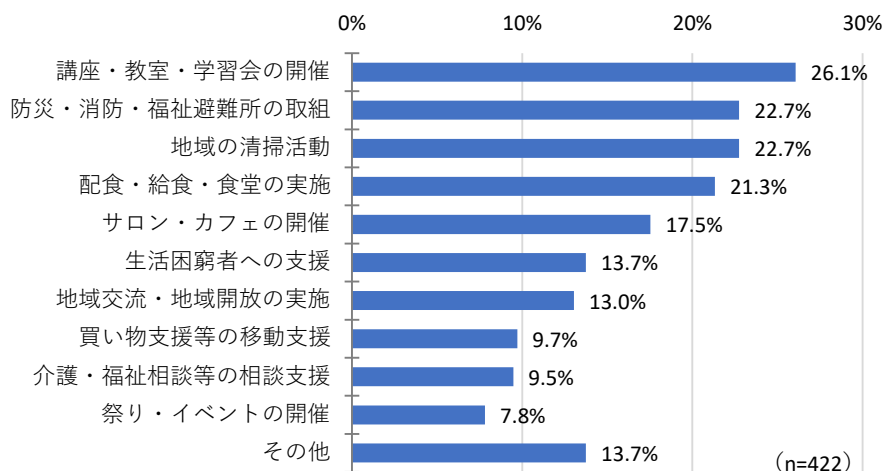
※「居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの。国からの補助金制度がある。

(13) 地域における公益的な取組の実施状況

地域における公益的な取組について、「取り組んでいる」は54.0%であった。また、「取り組んでいる」と回答した施設の主な取組内容*は、「講座・教室・学習会の開催」が26.1%と最も多く、次いで「防災・消防・福祉避難所の取組」、「地域の清掃活動」、「配食・給食・食堂の実施」の順であった。なお、取組の具体的内容（例）は「参考6」を参照のこと。



【地域における公益的な取組の主な内容】



※ 取組の主な内容は、自由記述の内容から分類したもの。

【参考6】地域における公益的な取組の具体的内容（例）

主な内容	取組の具体例
講座・教室・学習会の開催	介護教室（講師派遣含む）、フレイル予防体操教室、脳の健康教室、車椅子操作方法講座、認知症サポーター講座、福祉講座、子どもたちへの介護体験教室、中学生対象の高齢者理解プログラム、青春サポーター学習支援（1人親世帯の子どもが対象）、職場体験・実習生の受入、地域の児童向け学習支援（夏休み）、フリースクールの運営、子育て支援講座、生きがい文化教室開催、栄養講習会
防災・消防・福祉避難所の取組	地域での防災活動、町内会と合同防災訓練、福祉避難所の指定・協定、災害時の避難場所の提供・近隣独居高齢者への宿泊支援、災害ボランティアセンター、災害備蓄品の保管場所として施設倉庫の提供
地域の清掃活動	地域における清掃活動・河川清掃・水路清掃、入居者と職員によるゴミ拾いボランティア、ゴミ屋敷などの片付け支援事業、草刈りボランティア、寺・神社清掃活動、公園の掃除
配食・給食・食堂の実施	配食サービス、子ども食堂、子どもたちへのおにぎり提供、フードバンク・フードドライブ活動、在宅高齢者・独居高齢者向けの昼食会、ひとり親世帯への食糧お届け支援、生活困窮者への食糧の配布
サロン・カフェの開催	地域交流サロン、認知症カフェ、高齢者サロン、オレンジカフェ、コミュニティカフェ、子ども対象の駄菓子屋カフェ、民謡・健康体操・バラエティサロン、子育てサロン
生活困窮者への支援	安心サポート事業、食糧支援、自立支援、生活費支援、緊急保護支援、一時生活支援事業、相談援助・経済的援助・住まいの確保
地域交流・地域開放の実施	世代間交流事業、地域学童との交流、地域交流ホールやグラウンドの開放、児童の課外活動への場所提供、地域行事への職員参加、クラブ活動への招待、コミュニティーフリッジ（公共冷蔵庫）の実施
買い物支援等の移動支援	一人暮らし高齢者の買い物支援、自宅から近隣バス停までの移動支援、認知症カフェ移送支援、地域交流サロンの送迎ボランティア、買い物支援のための車両貸出及び燃料支出、行政実施の中学生向け無料学習塾への園車両を用いた無料送迎
介護・福祉相談等の相談支援	認知症専門相談事業、介護福祉なんでも相談所、包括的相談支援事業、介護相談事業、地域の福祉相談窓口、高齢者お悩み相談
祭り・イベントの開催	地域住民・入所者・家族によるお祭りの実施、作品展の開催、夏季地域盆踊り大会への物品貸出、施設行事への招待、地域開放型イベント、地域産業まつりへの参加、まちかどコンサート、グラウンドゴルフ大会の開催、朝市の開催
その他	遊具ペンキ塗り、中間的就労、要支援児童等見守り強化事業、ネットワーク連絡会の会員、日常生活支援、居住支援法人

(参考) 簡易計算シートにおける「普通交付税上の措置額」

令和6年12月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課及び総務省自治財政局調整課事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けた簡易計算シートの配布及び地方自治体に対する説明会の開催について」において、支弁額等の各種改定を円滑に行えるように作成された「簡易計算シート」が各自治体へ配付された(下記 URL 参照)。

【参照 URL】 ※全国老施協 HP

<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=contents&subkey=568064>

そのシートにある「養護老人ホーム 老人保護措置費支弁基準 簡易計算シート」において、「普通交付税上の措置額」として下記の算式が示されていた。

【算式】

$$\text{標準団体の養護老人ホーム保護費} \times \text{当該市町村の65歳以上人口} \div \text{標準団体の65歳以上人口} + \text{被措置者一人当たり単価} \times \text{援護率} \times (\text{4/1時点の当該市町村の被措置者数} - \text{標準団体の被措置者数} \times \text{当該市町村の65歳以上人口} \div \text{標準団体の65歳以上人口})$$

これを下記の令和6年度地方交付税における各数値に置き換えると、以下の算式となる。

■ 令和6年度地方交付税

標準団体	65歳以上人口	31,000人
	被措置者数	45人
	養護老人ホーム保護費	108,995千円
被措置者一人当たり単価		2,949,000円
養護老人ホームに係る援護率		0.84

【令和6年度地方交付税による算式】

$$108,995,000 \text{ 円} \times \text{当該市町村の65歳以上人口} \div 31,000 \text{ 人} + 2,949,000 \text{ 円} \times 0.84 \times (\text{4/1時点の当該市町村の被措置者数} - 45 \text{ 人} \times \text{当該市町村の65歳以上人口} \div 31,000 \text{ 人})$$

上記算式から、「当該市町村の65歳以上人口」と「4/1時点の当該市町村の被措置者数」が分かれば「普通交付税上の措置額」の算出が可能となる。そこで、本調査にて回答率100%であった28道府県の1,018市町村において両数値が判明していることから、1,018市町村の「普通交付税上の措置額」を算出したため、別紙2を参照されたい。

なお、「簡易計算シート」では、「普通交付税上の措置額」と「利用者負担分として見込まれる歳入額」の合計額から、「実際の施設への支弁額の総額」又は「予算上の施設への支弁額の総額」を差し引き、執行状況又は予算上の対応状況を把握する算式が示されている。

養護老人ホーム 老人保護措置費支弁基準 簡易計算シート

1. 事務費

参考となる取組（任意選択）	改定率 （各自治体入力）

改正前		改正後	
入所者数、項目	単価 （各自治体入力）	入所者数、項目	単価 （自動入力）
20人		20人	0
21－30人		21－30人	0
31－40人		31－40人	0
41－50人		41－50人	0
51－60人		51－60人	0
61－70人		61－70人	0
71－80人		71－80人	0
81－90人		81－90人	0
91－100人		91－100人	0
寒冷地加算		寒冷地加算	0
障害者等加算		障害者等加算	0
夜勤体制加算		夜勤体制加算	0

2. 生活費

参考にした事項（任意選択）	改定率 （各自治体入力）

改正前		改正後	
入所者数	単価 （各自治体入力）	入所者数	単価 （各自治体入力）
一般生活費		一般生活費	0
地区別冬季加算		地区別冬季加算	0
期末加算		期末加算	0
病弱者加算		病弱者加算	0

（参考）. 普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数

1人当たり単価をもとに計算した普通交付税上の措置額

市町村における4月1日時点の措置者数（A）	
市町村における65歳以上人口（B）	
普通交付税上の措置額（C）	0 ※
利用者負担分として見込まれる歳入額（D）	
実際の施設への支弁額の総額（E）	
差額（（C+D）－E）	0
割合（（C+D）÷E）	#DIV/0!
予算上の施設への支弁額の総額（F）	
差額（（C+D）－F）	0
割合（（C+D）÷F）	#DIV/0!

※【算式】

標準団体の養護老人ホーム保護費 × 市町村における65歳以上人口（B） ÷ 標準団体の65歳以上人口 + 被措置者一人当たり単価 × 援護率 × （市町村における4月1日時点の当該市町村の被措置者数（A）－標準団体の被措置者数 × 市町村における65歳以上人口（B） ÷ 標準団体の65歳以上人口）

令和6年度 養護老人ホームの被措置者数等に関する調査票

【ご注意】本エクセル調査票を開くと、上部に黄色帯で「インターネットから入手したファイルは(中略)保護ビューのままにしておくことをお勧めします」と表示されますが、問題はございませんので、その表示の右側にある「編集を有効にする」を押してからご回答をお願いいたします。

【ご回答の際のお願い】

- ① 緑色セルでは内容を直接入力、黄色セルではプルダウン（右横▼マーク）から選択してください。
- ② 被措置者数に関して、「現員数」と「男女別人数」、「現員数」と「被措置者数」計との差が表示される場合があります。数字が表示された場合、それぞれの数値をご確認ください（表示のない場合、誤りはありません）。
- ③ 入力や選択を誤った場合、そのセルの数字や内容を削除（クリア）でき、再度、選択や入力ができます。
- ④ 色の付いたセルは入力や選択ができますが、それ以外のセルの加工や修正等の変更はできません。
- ⑤ 回答終了後、本調査票をデータ保存（上書き保存可）のうえ、12月20日までに下記アドレスへご返信ください。

◆返信先アドレス： js.03@roushikyo.or.jp （← コピー可）

1. 貴施設についておうかがいします。

① 施設名をお答えください。

施設名	
-----	--

② 施設が所在する都道府県を選択ください。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から選択）

施設所在地 都道府県	
------------	--

③ 施設が所在する市区町村を選択ください。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から選択、※上記②の選択がないと表示されません）

施設所在地 市区町村	
------------	--

④ 設置・運営形態を選択ください。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「公設公営」、「公設民営（指定管理）」、「公設民営（指定管理以外）」、「民設民営」のいずれかを選択）

設置・運営形態	
---------	--

⑤ 施設種別を選択ください。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「（一般）養護老人ホーム」か「盲（聴）養護老人ホーム」のどちらかを選択）

施設種類	
------	--

⑥ (1)①で事業区分を選択ください。(1)②でその区分における現在の「介護保険サービス利用者数」または「特定契約者数」がいれば、その人数をお答えください。(令和6年4月1日現在)

(黄色セルをクリック、右横の三角(▼)から「個別契約型」「一般型特定」「外部サービス利用型特定」のいずれかを選択)

※特定施設の指定がない場合は「個別契約型」となります。

(1)①事業区分		(1)②現在の特定契約者数		名
(2)①事業区分		(2)②現在の特定契約者数		名

※下段の(2)は個別契約型と特定施設の両方がある場合にお答えください。

2. 令和6年4月1日現在の被措置者数等についておうかがいします。

① 施設定員数をお答えください。

施設定員数		名
-------	--	---

② 令和6年4月1日現在の被措置者の現員数をお答えください(契約入所者数及び短期入所者数は除きます)。

令和6年4月1日現在の被措置者の現員数		名
---------------------	--	---

③ 上記②の現員数における、男女別人数をお答えください。

男性		名	女性		名
----	--	---	----	--	---

※現員数と男女数の差

--

↑数字が表示された場合
ご確認ください。

④ 上記②のうち、所在地市区町村からの被措置者数をお答えください。

所在地市区町村	からの被措置者数		名
---------	----------	--	---

⑥ 上記②のうち、

外からの被措置者数をお答えください。（いない場合は無回答）

↓ 左欄で不足する場合に入力

[illegible][illegible]

※「現員数」と「被措置者数」計との差

--

←数字が表示された場合、現員数又は被措置者数をご確認ください。

3. その他についておうかがいします。

① 令和5年度における(1)退所者数（死亡者含む）と、(2)新規入所者数をお答えください。

(1)R5退所者数		名	(2)R5新規入所者数		名
-----------	--	---	-------------	--	---

※新規入所者は契約入所者及び短期入所者を除きます

② 昨年である令和5年4月1日現在の定員数をお答えください。

※過去1年間で定員数の変更があったかどうかを把握するための設問です。変更があった場合、右欄にその増減数が表示されます。

令和5年4月1日現在の定員数		名	令和5年度に定員数の変更があった場合の増減数（確認用）		名
----------------	--	---	-----------------------------	--	---

③ 令和6年11月1日現在で「契約入所」を実施していますか。

※「契約入所」とは、措置入所とは異なり、施設と入所者の直接契約により入所する形態のもので、介護保険サービスを利用するための「契約」ではありません。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「実施している」、「実施に向けて検討中」、「実施していない」のいずれかを選択）

契約入所の実施状況	
-----------	--

④ 令和6年11月1日現在で「自立準備ホーム」に取り組んでいますか。

※「自立準備ホーム」とは、出所後の行き場がない刑務所出所者の帰住先として、一時的な受け入れを行う施設で、保護観察所に登録された社会福祉法人等が施設の空き室を活用でき、補助金の目的外使用には該当しません。定額の委託料が支給されます。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「実施または登録している」、「実施に向けて検討中」、「知っているが取り組んでいない」、「全く知らない」のいずれかを選択）

自立準備ホームの取組等の状況	
----------------	--

⑤ 令和6年11月1日現在で「居住支援法人」に取り組んでいますか。

※「居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う法人として都道府県が指定するものです。国からの補助金制度があります。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「実施している又は指定を受けている」、「実施に向けて検討中」、「知っているが取り組んでいない」、「全く知らない」のいずれかを選択）

居住支援法人の取組等の状況	
---------------	--

⑥ 令和6年11月1日現在で「地域における公益的な取組み」に取り組んでいますか。※上記④⑤を含む

※社会福祉法第24条第2項では「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」と規定され、地域における公益的な取組みの実施が社会福祉法人の責務として位置づけられています。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「取り組んでいる」、「実施に向けて検討中」、「取り組んでいない」のいずれかを選択。

上記の「自立準備ホーム」と「居住支援法人」を含む）

地域における公益的な取組みの状況		（活動例）子ども食堂、地域交流サロン、地域における防災活動や清掃活動、買い物支援、配食サービス、介護教室の開催、生活困窮者支援 等
------------------	--	---

※ 上記⑥で「取り組んでいる」場合、主な取組の概要をお教えてください。（内容、頻度、対象者など）

--

⑦ 昨年度の調査結果（市町村の措置状況）は自治体との意見交換等に活用できると思いますか。

※昨年度の調査結果は本会会員施設及び昨年度に回答いただいた施設へご案内しております。

（黄色セルをクリック、右横の三角（▼）から「とても活用できる」、「まあまあ活用できる」、「あまり活用できない」、「全く活用できない」、「昨年度は回答しなかった」のいずれかを選択）

R5調査結果の活動度	
------------	--

⑧ その他、**今般の措置費等の改定**（処遇改善6,000円、処遇改善1.16％、その他分0.61％、居住費日額60円、過去分の引上げ）や**措置控え等**について、ご意見等ございましたらお教えてください。

調査は以上で終了です。お忙しいところ、ご協力いただき、ありがとうございました。